

議案第124号

訴えの提起について議決を求める件

訴えの提起について、次のとおり議決を求める。

令和2年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

県は、鹿児島地方裁判所に対し、次のとおり訴えを提起するものとする。

1 当事者

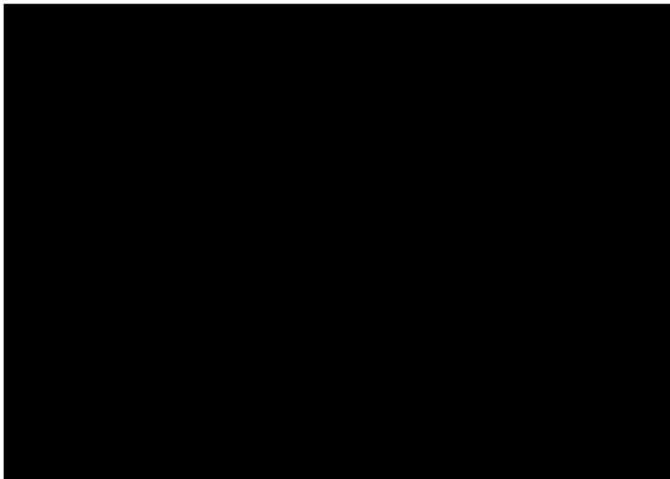
原告

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 塩田康一

被告



2 事件名

貸付金償還請求事件

3 事件の内容

(1) 農業改良資金の貸付け

平成4年2月10日、原告鹿児島県は、被告[REDACTED]に対し、農業改良資金として、平成7年10月20日から毎年10月20日限り1,432,000円ずつ5回に分割して償還する約定で、7,160,000円の貸付け（以下「平成4年2月10日貸付け」という。）を行い、また、被告[REDACTED]、被告[REDACTED]及び被告[REDACTED]は、県との間で平成4年2月10日貸付けに係る債務の履行をそれぞれ被告[REDACTED]と連帶して保証する旨約した。

平成4年9月24日、県は、被告[REDACTED]に対し、農業改良資金として、平成7年6月20日から毎年6月20日限り875,000円ずつ8回に分割して償還する約定で、7,000,000円の貸付け（以下「平成4年9月24日貸付け」という。）を行い、また、被告[REDACTED]、被告[REDACTED]及び被告[REDACTED]は、県との間で平成4年9月24日貸付けに係る債務の履行をそれぞれ被告[REDACTED]と連帶して保証する旨約した。

(2) 貸付金の償還状況及び訴えの提起に至る経緯

被告 [] は、平成4年2月10日貸付けについては、第1回目の償還期日である平成7年10月20日から約定どおりの貸付金の償還を怠って、これまで元金3,650,500円及び違約金183,404円が償還されたのみであり、また、平成4年9月24日貸付けについては、第2回目の償還期日である平成8年6月20日から約定どおりの貸付金の償還を怠って、これまで元金2,675,000円が償還されたのみであることから、県は、被告 [] 並びに連帯保証人である被告 []、被告 []、被告 [] 及び被告 []（以下「連帯保証人」という。）に対し、残額の償還を請求した。

しかし、被告 [] 及び連帯保証人はこれに応じず、県の再三の請求にもかかわらず、残額の償還がなされず、話し合いにより貸付金の償還を求めるることは困難であると判断されるため、本案の訴えを提起しようとするものである。

4 訴えの提起により請求する内容

(1) 被告 []、被告 []、被告 [] 及び被告 [] は、連帶して金3,509,500円及び次の表の左欄に掲げる額につき、それぞれ同表の右欄に掲げる日の翌日から支払済みまで、年12.25パーセントの割合で計算した違約金を支払うこと。

元 金	償 還 期 日
645,500円	平成9年10月20日
1,432,000円	平成10年10月20日
1,432,000円	平成11年10月20日

(2) 被告 []、被告 []、被告 [] 及び被告 [] は、連帶して金4,325,000円及び次の表の左欄に掲げる額につき、それぞれ同表の右欄に掲げる日の翌日から支払済みまで、年12.25パーセントの割合で計算した違約金を支払うこと。

元 金	償 還 期 日
825,000円	平成10年6月20日
875,000円	平成11年6月20日
875,000円	平成12年6月20日
875,000円	平成13年6月20日
875,000円	平成14年6月20日

(3) 仮執行宣言付きの判決を得たいこと。

(4) 訴訟費用は、被告らの負担とすること。

5 訴えの提起に関する取扱い

訴訟において、上記請求が認容されないときは、上訴するものとする。

（提案理由）

貸付金の償還等を請求するため、訴えを提起しようとするものである。